

2020年2月12日

各位

会社名	株式会社カーブスホールディングス
代表者名	代表取締役社長 増本 岳 (コード番号：7085 東証)
問合せ先	取締役管理本部長 松田 信也 (TEL. 03-5418-9922)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2020年1月27日開催の当社取締役会において決議いたしました募集株式発行等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、2020年2月12日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | | |
|---------------------------------------|-------|----------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき | 金612円 |
| (ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式発行を中止する。) | | |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | | 1,477,980,000円 |
| (3) 仮条件 | 1株につき | 金720円から金750円 |
| (4) 仮条件の決定理由等 | | |

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|------------------|-------|--------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき | 金612円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | | 221,544,000円 |

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

- | | | |
|-----|------------------|---|
| (1) | 募集株式及び売出株式の種類及び数 | |
| | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 2,415,000株 |
| | 売出株式の種類及び数 | オーバーアロットメントによる売出し(※)
当社普通株式 上限362,000株 |
| (2) | 需要の申告期間 | 2020年2月13日(木曜日)から
2020年2月19日(水曜日)まで |
| (3) | 価格決定日 | 2020年2月20日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を勘案した上で決定する。) |
| (4) | 申込期間 | 2020年2月21日(金曜日)から
2020年2月27日(木曜日)まで |
| (5) | 払込期日 | 2020年3月1日(日曜日) |
| (6) | 株式受渡期日 | 2020年3月2日(月曜日) |

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「主幹事会社」という。)が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、主幹事会社が、現在コシダカホールディングスの株主であり、当社の親会社である株式会社コシダカホールディングス(以下、「コシダカホールディングス」という。)が、カラオケ事業及びカーブス事業の更なる企業価値の向上を目的として、同社が保有する当社株式の全株式を現物配当(金銭以外の財産による配当)により同社株主に分配すること(以下、「本スピンオフ」という。)により当社株主となる予定である腰高博(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年1月27日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式362,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、主幹事会社は、2020年3月2日から2020年3月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行（以下、「本募集」という。）に関連して、貸株人かつ現在コシダカホールディングスの株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である腰高博、当社の新株予約権保有者かつ現在コシダカホールディングスの株主であり、本スピンオフにより当社株主となる予定である当社取締役増本岳、坂本眞樹及び増本陽子並びに本スピンオフにより当社株主となる予定の株式会社ヨウザン、株式会社アイエムオー、腰高修、腰高美和子、土井義人、朝倉一博、佐々木敏之、株式会社コシヒロ、座間晶、西智彦、松田信也、村上正典、三浦とも子、加藤大輔、齋藤光、中内夢二及び鈴木康志は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年8月28日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権の行使により取得した当社株式を含む。）の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年1月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、本募集に関連して、当社の新株予約権保有者かつ当社取締役である増本岳、坂本眞樹及び増本陽子は、上場（売買開始）日（当日を含む）後速やかに当社新株予約権を行使し、当社株式を取得することを予定しておりますが、当社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後2年が経過する日の2022年3月1日までの期間中、当社新株予約権の行使により取得した当社株式を継続して保有し、譲渡、質入れその他の一切の処分を行わない旨合意しております。

以 上

ご注意：

この文書は予定されている本スピンオフ及び株式会社カーブスホールディングス株式の上場に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず株式会社カーブスホールディングスが作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分は引受証券会社より入手することができます。また、この文書は、米国における証券の投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。株式会社カーブスホールディングス株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。